

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費生活相談員養成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活相談課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(2986)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,997千円（前年度予算額：3,087千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	繰入金	県 債	一 般 財 源
前年度	3,087	3,087	0	0	0	0	0	0	0
要求額	2,997	2,997	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

・市町村の消費生活相談窓口で、相談に対応する相談員、行政職員のレベルアップを図ることで、相談窓口の機能を強化し、県内どこに住んでいても消費生活相談を受けることができる体制づくりを進める必要がある。また県民に対し、様々な場で消費生活について学ぶ機会を提供できるよう、地域の相談員および消費者行政担当者が消費者教育の担い手としての資質向上に役立つ研修を開催する。

(2) 事業内容

市町村消費生活相談員・行政職員レベルアップ研修の開催

○目的

- ・消費生活相談員等が日々変化する社会経済の動向を踏まえ、消費生活相談に的確に対応するための知識や最新の情報を取得し、消費生活相談の専門家としての実務能力の向上を図る。
- ・また、県民に対し様々な場で消費生活について学ぶ機会を提供できるよう、地域の相談員および消費者行政担当者が消費者教育の担い手としての資質向上役割を果たすための知識を身に付ける。

○区分

【初任者コース】（5月実施 1回2日間）

- ・消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要となる基礎的・実務的な知識を習得する。

【消費者教育担い手育成コース】（6月実施 1回1日間）

- ・消費者トラブルの未然防止を図るため、直接現地に出向いて消費生活に関する啓発講座を実施する講師を養成する。

【実践コース】（7月・8月・9月・11月実施 4回4日間）

- ・高度・複雑な相談に対応するために必要な特定の専門分野についての知識を習得する。

【圏域別コース】（10月・12月実施 2回2日間）

- ・広く消費生活相談員等の関心の高い統一テーマを選定し、県内2箇所で開催する。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	213	県事務所相談員参加旅費
委託料	2,784	運営委託費
合計	2,997	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進
- 【岐阜県消費者施策推進指針】 3 消費者被害の救済

（2）後年度の財政負担

- ・事業内容など毎年事業の継続性について検証する。

（3）事業主体及びその妥当性

- ・県内の消費生活相談窓口（相談員）が連携し、一体となって消費者被害の未然防止・救済を図るためには、県が事業主体となることが妥当である。

事業評価調書

新規要求事業
 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

県内市町村の消費生活相談窓口の機能強化を図り、県民がどこに住んでいても適切な相談が受けられる体制をつくる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
消費生活相談員等 研修参加者数(累計)	259人 (H22)	1,630人 (H29)	1,777人 (H30)	1,961人 (R1)	2,200人 (R3)	89.1%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - ・消費生活相談員等レベルアップ研修を8回開催し相談員のスキルアップを図った。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - ・関係法律の知識や相談対応のノウハウなどを習得することにより、住民からの相談に適切な対応ができるよう支援した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	市町村の消費生活相談窓口の機能強化には、相談対応者の資質向上が不可欠であり、必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	消費生活は、内容が多分野にわたり、関係法律が改正されることもあることから、相談員に研修の場を提供し、資質向上を図ることが有効である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	初任者と経験者を区分して研修を実施することで、より高い効果が期待できる。研修の前半に基礎的な知識を学び、一定の知識をつけたうえで、後半に専門的な分野での研修を行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の行政職員は、人事異動により担当者が代わることから、今後も継続して研修を実施していく必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害に遭ったことに気づきにくい高齢者等の弱者を狙った消費者トラブルが絶えないことから、更に相談窓口の機能強化を図る必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	